

仙台市職員(保育士)募集

令和6年度 育休代替任期付職員募集案内

【今年度の変更点】

筆記考査、論文考査を廃止しました（選考は、面接考査により実施します。）。

申込受付期間 ▷ 6月26日（水）～7月18日（木）

（受験申込は郵送（「簡易書留」等の確実な方法）に限ります。申込受付期間中の消印のみ有効です。）

面接考査日 ▷ 8月 6日（火）～8月 9日（金）

（上記のうち指定する1日。集合日時は、受験申込受付後に送付する受験票で個別に通知します。）

◇育休代替任期付職員は、育児休業を取得する職員の代わりに、その育児休業期間中勤務する職員で、任期は、おおむね1年以上3年以下です。

◇給与や休暇等の勤務条件は、基本的に仙台市の正規の採用の保育士と同等です。

◇最終合格者が登載される採用候補者名簿の有効期間は原則として、確定の日から令和9年3月31日までです。

◇採用は、事前に、任期や勤務地等の連絡をした上で決定します。

◇名簿の有効期間内であれば、一度採用された方でも、他の職員の代替職員として再度採用される場合があります。

（最終合格者の採用例）

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
合格	採用候補者名簿有効期間		3/31	
10/1 採用	（1回目）	5/31 7/1 任期満了採用	（2回目）	5/31 任期満了

◇採用について年齢制限はありません。

※職員の育児休業取得状況により、採用候補者名簿に登載されても採用されない場合があります。

※この選考を受験しながら、あるいは育休代替任期付職員として業務に従事しながら、任期の定めのない職員（保育士）の採用試験を受験することもできます（受験資格を満たしている場合）。

※育休代替任期付職員への採用は、このほかの本市職員の採用にあたって、何ら優先されるものではありません。

1. 選考の種類、採用予定人員及び職務概要

選考の種類	採用予定人員	職務概要
保育士（育休代替任期付）	40名程度	保育所等において、保育士の専門業務に従事します。

◇ 採用予定人員については、新規事業計画等により変更することがあります。

2. 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たす人

(1) 次のいずれかに該当する人

ア 日本国籍を有する人

イ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者

ウ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者

(2) 地方公務員法第16条に定められている次のいずれにも該当しない人

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの

イ 仙台市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

(3) 保育士登録を受けている人、又は令和7年春までに保育士登録を受ける見込の人（国家戦略特別区域限定（地域限定）保育士として仙台市で登録を受けている人、又は令和7年春までに登録を受ける見込の人を含む）

※ 年齢に関する要件はありません。

3. 考査の日時・会場

考査	日時	考査会場
面接考査	8月6日（火）～9日（金）のうち指定する1日 ※日時は、受験申込受付後に送付する受験票で個別に通知します。	仙台市役所上杉分庁舎 ※4ページ参照

«受験にあたっての注意»

- 1 考査の方法は、日本国籍の人、日本国籍を有しない人全て同一です。面接考査は、全て日本語での質問・応答です。
- 2 考査時間中は、携帯電話・スマートフォン、ウェアラブル端末等の使用は固く禁止します（時計の代わりに使用することも認めません。）。考査時間中に使用を確認した場合は、失格となることがあります。
- 3 受験者については、受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について調査を行うことがあります。
- 4 災害等により会場の変更、試験の延期、開始時刻の繰り下げ等を実施する場合は、仙台市ホームページ「子育て>募集情報等>募集情報」（4ページ参照）でお知らせします。

4. 考査の方法

考査	考査内容
面接考査	個別面接

5. 受験申込手続

- (1) 本案内はさみ込みの受験申込書に必要事項を漏れなく記入の上、所定欄に自筆で署名し、写真（縦4cm×横3cm）を貼ってください（「受験申込書の記入要領」に従って記入してください。また、申込書の記入が十分か、写真は正しいサイズで鮮明か等、必ず確認してください。受験申込書の記載内容は、面接考査の評定を行う際の参考として扱います。）。
- (2) 申込は郵送に限ります。封筒の表には「育休代替任期付職員（保育士）受験」と朱書きし、封筒の裏には氏名と住所を記入して、〒980-8671 仙台市こども若者局運営支援課（住所不要）あてに「簡易書留」等の確実な方法により送付してください。受付期間中の消印のあるものに限り受理します。
- (3) 受験票は7月24日（水）に発送予定です。7月31日（水）までに届かない場合には、運営支援課に照会してください。

6. 合格発表

発表日時	掲示場所
8月22日（木）正午	仙台市ホームページ

- ◇ 8月22日正午以降、仙台市ホームページ「子育て・若者 > 子育て・若者施策 > 募集情報等 > 募集情報」（4ページ参照）に合格者の受験番号を掲載します。また同日午後1時以降、運営支援課で電話による合否の照会を受け付けます（電話022-214-8187）。
- ◇ 合格者にのみ通知書を郵送しますが、発表後5日たっても届かない場合には、運営支援課に照会してください。
- ◇ 受験資格を満たしていない場合又は受験申込書等の提出書類の記載事項に事実と異なる記載があった場合には、考査に合格しても採用される資格を失うことがあります。

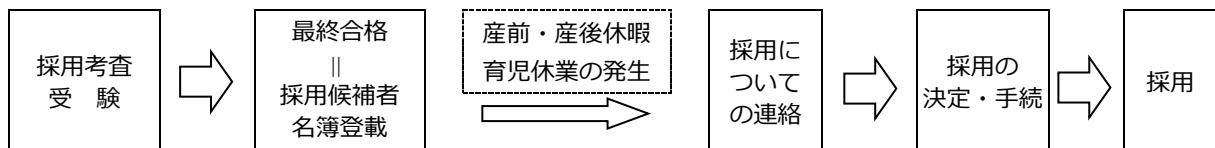
◇ この考査の結果については、口頭で開示を請求することができます（下表参照）。

対象	開示内容	期間	申込方法	場所
面接考査の不合格者	面接考査の順位及び最終得点	合格発表日から1か月間	受験者本人が、本人であることが確認できる書類（運転免許証、旅券等）をお持ちの上、午前9時から午後5時までの間に口頭で申し込んでください。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しません。なお、電話、手紙等での申込はできません。	こども若者局幼稚園・保育部運営支援課（仙台市役所上杉分庁舎7階）

※ 法定代理人又は本人の委任による代理人からの請求を希望する場合は、運営支援課までお問い合わせください。

7. 採用の方法

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。この名簿は、原則として確定の日から令和9年3月31日まで有效です。
- (2) 名簿に登載されると、職員の育児休業の取得状況に応じて、順次採用者が決定されます（採用は不定期であり、すぐに採用されない場合があるほか、登載されても必ず採用されるとは限りません。）。
- (3) 採用の決定に当たっては、事前に、任期や勤務地等の連絡をします。その連絡は、通勤等を考慮の上、原則として名簿登載順（考査の最終得点順）に行います。また、採用前に健康診断の受診が必要になります。
- (4) 育児休業を取得する職員の産前・産後休暇期間に勤務が可能な方については、会計年度任用職員として採用することがあります。
- (5) **名簿の有効期間内であれば、一度採用された方でも、他の職員の代替職員として再度採用されることがあります。**



- (6) 最終合格者には、児童福祉法第18条の20の4第3項の規定に基づき、「保育士特定登録取消者管理システム」のデータベースを活用し、採用前に保育士登録の取消履歴の確認を行います。確認の結果、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録の取消をされていたことが判明した場合には、採用されない場合があります。

8. 勤務条件

給与や休暇等の勤務条件は、基本的に仙台市の正規の採用の保育士と同等です。ただし、育児休業は取得できません。

(1) 給与

初任給月額は、資格取得直後に採用された場合で、地域手当を含め、下表のとおりです（令和6年4月1日現在）。学歴や職歴によっては、この額に一定の基準に基づいて加算された金額となります。

資格取得直後の場合	学歴		初任給（地域手当を含む）
	大学卒	短大卒	
(例) 短大卒で 職歴がある場合	職歴		初任給（地域手当を含む）
	保育士（正職員）勤務経験5年		
	保育士（正職員）勤務経験10年		

上記のほか、期末・勤勉手当、扶養手当、通勤手当、住居手当等がそれぞれの支給要件にしたがって支給されます。退職時には、支給要件にしたがって退職手当が支給されます。

(2) 勤務時間

原則として1週間当たり38時間45分です。保育所においては、一番早い午前7時15分出勤・午後3時45分退勤から、一番遅い午前10時出勤・午後6時30分退勤までの12区分で、4週7休制の変則勤務です。

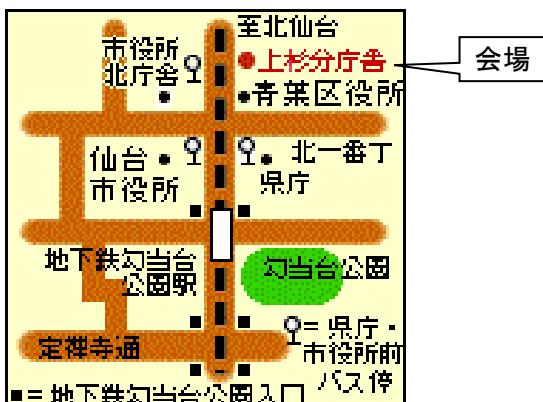
(3) 休暇

年次有給休暇は1年間に20日です。このほか、結婚休暇、産前・産後休暇、配偶者出産補助休暇、男性職員の育児参加のための休暇、子の看護休暇、要介護者の介護や不妊治療のための休暇等の制度があります。**育児休業の取得はできません。**

(4) 服務

任用期間中は、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。現在、企業等に在職中の方が採用となる場合は、退職する必要があります。

● 《考查会場案内図》 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●



○仙台市役所上杉分庁舎

(仙台市青葉区上杉一丁目 5 番 12 号)

- ・地下鉄（仙台市地下鉄南北線）
勾当台公園駅北 2 出口から徒歩約 3 分
- ・バス（最寄のバス停から）
県庁市役所前下車、徒歩約 2 分
二日町北四番丁下車、徒歩約 3 分

【来場の際の注意】

- 時間に余裕をもってお越しください。
- 会場には駐車場がありませんので、
自家用車での来場はできません。
公共交通機関をご利用ください。

受験手続その他受験に関する問い合わせは

仙台市 こども若者局 幼稚園・保育部 運営支援課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目 7 番 1 号 電話 022 (214) 8187

仙台市ホームページ▶▶くらしの情報▶▶健康と福祉▶▶
子育て・若者▶▶子育・若者施策▶▶募集情報等▶▶募集情報

<https://www.city.sendai.jp/kurashi/kenkotofukushi/kosodate/boshu/boshu/index.html>

